

[民事訴訟法]

1 設問 1

2 1. XのYに対する甲建物所有権確認を求める訴えが適法であるためには、こ
3 の訴えに確認の利益が認められる必要がある。

4 2. 確認の利益は①確認対象の適切性②即時確定の利益③方法選択の適切性か
5 ら判断する。

6 (1) ①は現在の法律関係についてのみ認められるのが原則である。甲建物に
7 ついて、XY間で所有権の所在に関する争いが生じており、解決されてい
8 なかったのであるから、現在のXYの甲建物所有権とう法律関係が確認対象
9 であり、①を満たす。

10 (2) ②は原告の権利・利益に現実的な危険・不安が生じている場合に認めら
11 れる。Xからすると、自己が所有権を有すると考えている甲建物について
12 Yに登記及び占有をされているのであるから、Xの甲建物所有権という権
13 利に現実的な危険・不安があるとして、②が認められる。

14 (3) ③は紛争の一次的解決につながるか否かで判断される。もしXの確認の
15 訴えが認められても、確認の訴えには執行力はなく、甲建物の所有権がX
16 に帰属するということが既判力(114条1項)により確定されるだけであ
17 る。そうすると、Xが甲建物に関するY名義登記や占有をXに移すために
18 は、確認の訴えとは別に、所有権に基づく返還請求としての甲建物明渡請
19 求などをする必要があるから、紛争の一次的解決にはつながらない。した
20 がって、③を満たさず、確認の利益は認められない。

21 3. よって、Yの主張通り、Xの確認の訴えは不適法である。

22 設問 2

23 1. まず、XY間で所有権の存否について争いがあったのであるから、「裁判が
24 訴訟の進行中に争いとなっている法律関係の成立…に係る」(145条)として、
25 Xは中間確認の訴えを適法に提起することができる。

26 2. 次に、裁判所には、その裁量により弁論を分離する権限(152条1項)が
27 あるから、中間確認の訴えが提起されても、口頭弁論を分離できるのが原則
28 である。

29 3(1) しかし、同時に係属している2つの請求の主要な争点が共通する場合、
30 両請求の関連性が強いことから、判決矛盾を避けるために裁判所の弁論分

- 1 離権限が制限されるとすべきである。
- 2 (2) XY間の紛争は、XY間で甲建物の所有権の所在について争いが生じたこ
3 とから発生しているため、XのYに対する本件訴えと中間確認の訴えは、
4 いずれもXの甲建物所有権の存否が主要な争点となる。そこで、両者で矛
5 盾した判決がなされることを防ぐために、裁判所の弁論分離権限は制限さ
6 れるべきである。
- 7 4. 以上より、裁判所が本件訴えにより定立された請求と中間確認の訴えによ
8 り定立された請求について口頭弁論を分離することは許されない。 以上